

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第14条の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 8 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県岩瀬スポーツ公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

株式会社富山・スポーツパーク・マネジメント

富山市中野新町一丁目 2 番10号

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

富山県告示第48号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 244条の 2 第 3 項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第 4 号）第14条の規定により告示する。

令和 5 年 2 月 8 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 公の施設の名称

富山県常願寺川公園

2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地

公益財団法人富山県民福祉公園

射水市黒河字高山4774番 6

3 指定の期間

令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月31日まで

富山県告示第49号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和5年2月8日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 公の施設の名称
富山県空港スポーツ緑地
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社野上緑化
富山市新保271番地
- 3 指定の期間
令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

富山県告示第50号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により次のとおり指定管理者を指定したので、富山県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年富山県条例第4号）第14条の規定により告示する。

令和5年2月8日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 公の施設の名称
県庁前公園
- 2 指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地
風と緑と水の会
代表者
株式会社ホクタテ

富山市中野新町一丁目2番10号

企業体構成員

株式会社ホクタテ

富山市中野新町一丁目2番10号

株式会社大井仙樹園

富山市呉羽町2447番地の6

3 指定の期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

富山県告示第51号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和5年2月8日

富山県知事 新 田 八 朗

指定障害福祉サービスの種類	廃止年月日	事業所番号	申請者		事業所	
			名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地
短期入所	令和5年2月28日	1611700160	東京堂株式会社	下新川郡入善町入膳7791番地7	共生型グループホーム華のれん	下新川郡入善町入膳4716-5

富山県告示第52号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営浅地北部地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営浅地北部地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年2月8日から

令和5年3月9日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

教示

- この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第53号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営堤谷溜池地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営堤谷溜池地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年2月8日から

令和5年3月9日まで

3 縦覧の場所

小矢部市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第54号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営南砺山麓2期地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営南砺山麓2期地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年2月8日から

令和5年3月9日まで

3 縦覧の場所

南砺市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。

富山県告示第55号

県営土地改良事業計画に関する書類の縦覧について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により県営布施爪地区土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年2月8日

富山県知事 新 田 八 朗

1 縦覧に供すべき書類

県営布施爪地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

令和5年2月8日から

令和5年3月9日まで

3 縦覧の場所

魚津市役所

黒部市役所

教示

- 1 この土地改良事業計画（以下「計画」という。）については、土地改良法第87条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、富山県知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この計画については、上記の審査請求のほか、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第14条第1項の規定に基づき、この計画が定められたこと（1の審査請求をした場合にあつては、当該審査請求に対する裁決があつたこと）を知った日の翌日から起算して6箇月以内に、富山県を被告として（訴訟において富山県を代表する者は、富山県知事となります。）、この計画の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この計画が定められた日の翌日から起算して1年を経過したときは、この計画の取消しの訴えを提起することができません。